

伊丹市幼児教育の推進に関する条例（案）

この条例（案）の内容については、おおむね下記の内容を規定しようとするものです。ただし、市民のご意見を参考に議論を重ねることを目的に条例(案)の概要として作成したもので、その文言がそのまま条例の規定になるものではありません。

1. 目的

- ・この条例は、すべての子どもに質の高い幼児教育を提供するため、幼児教育の推進に関する基本方針を定め、並びに市、幼稚園等、保護者及び地域住民等の責務及び役割を明らかにするとともに、幼児教育における施策に必要な事項を定め、幼児教育を充実するための施策（以下「幼児教育充実施策」という。）を総合的に推進し、もって次代を担う子どもたちの健全な育成に寄与することを目的とします。

2. 用語の定義

- ・この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとします。
 - (1) 幼児教育 子どもに対する幼稚園等で行う教育
 - (2) 子ども 満3歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者
 - (3) 幼稚園等 市内の公私立の幼稚園、保育所、認定こども園
 - (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
 - (5) 地域住民等 地域住民及び地域の子育ての支援活動を行う団体

3. 基本方針

- ・幼児教育充実施策は、次に掲げる基本方針に基づき、推進するものとします。
 - (1) 幼児教育に係る知見の周知と共有を図り、幼児教育の水準の維持向上を図ること。
 - (2) すべての子どもが質の高い幼児教育を受けることができる環境の整備を図ること。
 - (3) 子どもの障がい等の特性を踏まえ、十分な幼児教育を受けられるよう配慮すること。
 - (4) 保護者の子に対する家庭における教育の自主性が尊重されること。
 - (5) 幼児教育に携わる者の教育の自主性が尊重されること。
 - (6) 市、幼稚園等、保護者及び地域住民等がともに、幼児教育の推進に取り組み、及び相互に連携及び協働すること。

4. 責務及び役割

(1) 市の責務

- ・市は、基本方針にのっとり、幼稚園等、保護者及び地域住民等と連携及び協働して、幼児教育充実施策を総合的に推進しなければならない。

(2) 幼稚園等の責務

- ・幼稚園等は、基本方針にのっとり、その提供する幼児教育の質の向上に努めるとともに、家庭及び地域における幼児教育の支援を行うよう努めるものとします。

(3) 保護者の役割

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するとともに、基本方針にのっとり、愛情をもって子に対する幼児期の教育に努めるものとします。

(4) 地域住民等の役割

- ・地域住民等は、基本方針にのっとり、保護者及び幼稚園等と連携及び協働して地域の自然、伝統、文化、人材及び行事等の地域資源を活かしながら、子どもの健全な育成に努めるとともに、幼児教育を行うための良好な地域環境の整備に努めるものとします。

5. 市が推進する施策

(1) 幼稚園等における幼児教育の支援

- ・市は、すべての幼稚園等が幼児教育の質の向上を図ることができるよう、幼児教育の共通の指針を策定するとともに、幼児教育に携わる者に対する研修の充実や、幼稚園等において幼児教育の研究が進められる環境づくりを行うものとします。

(2) 幼児教育の推進のための拠点園の整備

- ・市は、幼稚園等のうちから拠点となる園を整備し、小学校教育への円滑な接続や特別支援教育の充実など幼児教育の推進に向け、他の幼稚園等の先導的な役割を担うことができるよう研修や情報発信機能を強化するものとします。

(3) 公立幼稚園における教育環境の整備

- ・市は、公立幼稚園の再編を実施することにより、規模の適正化を図り、集団生活を通じて質の高い幼児教育を行うことができる環境の整備を図るものとします。

(4) 幼児教育の負担軽減

- ・市は、すべての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、市が指定する幼稚園等を利用する子どもの幼児教育に係る経済的負担の軽減を図るものとします。

(5) 幼児教育充実施策の推進のための財政上の措置

- ・市は、幼児教育充実施策を着実に推進するため、あらかじめ公立幼稚園の再編により生じる財源を基本とした計画を策定した上で、この計画に従い必要な財政上の措置を講ずるものとします。

6. その他

- ・この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
- ・この条例は、公布の日から施行する。